

船舶インシデント調査報告書

令和元年10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	平成31年4月28日 11時30分ごろ
発生場所	京都府伊根町新井埼北方沖 新井港防波堤灯台から真方位353° 1.9海里付近 （概位 北緯35° 43.4′ 東経135° 18.1′）
インシデントの概要	プレジャーボート八幸丸は、航行中、主機の始動ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年5月16日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 八幸丸、3.0トン KT3-7658（漁船登録番号）、個人所有 第251-9032号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り場を移動することとし、主機の始動を試みたが、始動ができなかった。 船長は、主機を確認したところ、出航時に燃料が燃料タンクに半分程度入っていたと思ったが、空になっていることを認めた。 本船は、船長が118番通報し、来援した巡視艇によりえい航された。
分析	本船は、航行中に燃料がなくなったことから、釣り場を移動する際、主機の始動ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。 船長は、燃料が燃料タンクに半分程度入っていると思い、出航前に燃料の補給を行っていなかったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、航行中に燃料がなくなったため、釣り場を移動する際、主機の始動ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・燃料油は、出航前に点検し、十分余裕のある量を補給すること。